

くらしん



○年金額再試算(再裁定)の減額事案への対応の明確化



○年金時効特例法の適用対象(適用時期)の周知・徹底



「年金機構業務つうしん」の発行にあたり

日本年金機構が発足し8ヶ月が経過しました。年金事務所、事務センター及びブロック本部の職員の皆さんにおかれましては、日本年金機構の理念のひとつである「国民の信頼」すなわちお客様である国民の信頼を得られる組織の実現を目指し、組織改革、意識改革、業務改革に、この8ヶ月間取り組んでいただいているところです。

この国民からの信頼を得るための一環として、機構設立後、事務処理誤りの発生状況を毎月公表し、事務処理誤りの発生原因や再発防止策を全国の年金事務所等に周知と注意喚起を行ってきました。また、本年3月1日の年金記録回復委員会において、現場職員から業務改善提案を募集したうえで事務処理誤りの再発防止策を講じるよう指摘を受け、本年7月27日に「事務処理誤り総合防止対策」が策定されたところです。

この「つうしん」は、「事務処理誤り総合防止対策」の中で示された「事務処理誤り公表時などにおける勉強会の実施」の材料のひとつとして、これまでの重要な指示依頼文書を集約掲載し発行させていただくものです。

職員の法規等の理解不足などによる小さな誤りが、国民の信頼を得るための大きな妨げとなりかねないことから、今後、この「つうしん」を職場における勉強会などの資料、あるいは、常に身近な場所に置いておいていただき日々の業務の参考（確認）資料として活用いただければと思います。

なお、「つうしん」は当面隔月で発行させていただきます。内容の充実に向け年金給付部職員一同取り組んでまいりますので、ご理解いただきたくよろしくお願い申し上げます。

平成22年8月

本部 年金給付部

《もくじ》

1. 年金額再計算（再裁定）の減額事案への対応の明確化	・ ・ 1
指示依頼書（減額事案への対応の明確化） （平成22年4月12日 給付指 2010-60）	・ ・ ・ ・ 2
指示依頼書（報告様式の追加） （平成22年4月12日 給付指 2010-61）	・ ・ ・ ・ 14
指示依頼書（年金額仮計算書等の様式変更） （平成22年5月21日 給付指 2010-95）	・ ・ ・ ・ 18
2. 年金時効特例法の適用対象（適用時期）の周知・徹底	・ ・ 26
指示依頼書（年金時効特例法の周知・徹底） （平成22年6月1日 給付指 2010-102）	・ ・ ・ ・ 27
【参考】時効特例法関係条文（抜粋）	・ ・ ・ ・ 30

1. 年金額再計算（再裁定）の減額事案への対応の明確化

ねんきん特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額への影響がある方に関する取扱い（年金額仮計算書の様式変更等）を定めたもの

<緊急>

記録問題関係

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により
年金額への影響がある方に関する取扱い（年金額仮計算書の様式変更等）
（諸規程によらない定め）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎	○	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	◎	◎	

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保

本部関係部

記録問題対策部、年金相談部、業務管理部、
記録管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

標記については、「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いについて」（平成20年2月8日付け庁文発第0208001号）及び「記録訂正による年金額への影響がある者に関する取扱いの変更について」（平成20年4月25日付け庁文発第0425001号）により、加えて、具体的な窓口対応等については、⑦「記録訂正による年金額への影響がある者に対する窓口対応等について」（平成20年2月8日付け事務連絡）及び①「記録訂正による年金額試算結果の把握について」（平成20年4月25日付け事務連絡）により取り扱ってきたところです。

しかしながら、⑦及び①の事務連絡では、申し出された方が訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認した上で、記録訂正の必要はないと判断されたケースの取扱いが、必ずしも明確ではないとの指摘があることから、今回、その明確化を図るため、⑦の別紙1「対応要領のQ&A」を改め「別添①」とおとし、あわせて、特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正の場合の、年金額仮計算書の様式を「別添②-2」（特別便等・Ⅱ）のおとしとします。（特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正以外は従前の様式に「I」を付した「別添②-1」（特別便等以外））を使用して下さい

また、今後、年金記録の訂正を要すると思われる期間がある方に対して、「別添③」のお知らせを行つたうえで、年金額仮計算書を示す取扱いとするものです。

なお、「別添②-2」及び「別添②-3」に基づく件数の報告については、別途指示いたします。

※ 今回の指示は、あくまでも申し出された方が訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認したうえで記録訂正の必要はないと判断されたケースの取扱いの明確化を図るものであって、これまでの通知自体を変更するものではありません。

ポイント（内容）

1 対応要領のQ & Aについて「別添①」

○ 申し出された方が、訂正を要すると思われる年金記録の期間等の内容を確認したうえで記録訂正の必要はないと判断した場合は、年金額仮計算書により「年金記録の訂正は必要ない」ことを申し出ていただき、記録訂正を行わない取扱いとしました。

2 年金額仮計算書の様式について「別添②-2」（特別便等・Ⅱ）

○ 「年金記録の訂正」及び「年金額の再計算」に同意のうえ申出を行っていただく旨が明確になるようにするとともに、記録訂正の必要はないと判断した方には、従来のように申出書の不提出といった曖昧な形ではなく、「年金記録の訂正は必要はない」意思を明確に示していただくため、下記のとおり様式の追加を行いました。

① 「年金記録の訂正」および「年金額の再計算」を申出する場合

⇒ 『 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。』の□欄に✓印を入れて申出

② 「年金記録の訂正」を必要としないので「年金額の再計算」も必要ない場合

⇒ 『 年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。』の□欄に✓印を入れて申出

3 年金額仮計算書を示す際のお知らせについて「別添③」

○ 下記の内容を、ご本人にお知らせすることとしました。

・ 年金額再計算の結果、年金額が減額となる場合もあり得ること

・ 再計算後の年金額は、年金額仮計算書に記載している額となる見込みであること

・ 年金額仮計算書に記載された内容をご確認いただき、申出書欄において、年金記録の訂正は必要ない旨の申出をした方については、年金額の再計算は行わないこと

4 これまでに減額した事例への対応について「別添②-3」（特別便等（再）・Ⅲ）

○ 既に年金額が減額となった事案のうち、年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方で、改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、ご本人にお知らせし、丁寧に説明した上で、記録訂正の取消の申出があった方については、過去に行った再裁定の取消を行うこともやむを得ないこととします。

（備考）

・ これまでと同様、年金見込額の試算を行った際には、年金額仮計算書に必要事項を記載し、必ず担当者の年金事務所又は事務センターの名称、氏名、連絡先を記載、押印（担当者名が付された決裁用スタンプ等による代用も可）した上でご本人に提示し、記録訂正の内容や年金額の変更について十分に説明を行い、申出書欄に署名（押印）していただくとともに、当該年金額仮計算書・申出書をコピーし試算結果のハードコピーを添付した上で、必ず本人に交付すること。

・ なお、年金加入期間が25年に満たず、年金受給権のなかった者が、年金受給権を得ることとなった場合にも、当該年金額仮計算書・申出書の「記録訂正により年金を受け取るために必要な加入期間を満たすこととなった者」欄に○印を付し、当該申出書の表現を「年金が受給できる」、「年金請求書」などと取り繕い、上記と同様に、本人に説明を行い交付すること。

5 1～4に関する申出を年金事務所で受け付けた場合の件数の報告については別途指示いたします。

6 この指示・依頼は「平成22年4月14日」から実施することといたします。

※「業務処理マニュアル」の該当箇所の追加・訂正については詳細が固まり次第追って連絡いたします。

審査担当チェック欄 ■

照会先
本部 年金給付部 給付企画G 太田(泰)
給付指導G 小野寺
連絡先
(直通) 

対応要領のQ & A

Q 1 特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正により、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A 1 受給者について、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例のうち、特別便等を契機とし、ご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正（※の4ケースを言う）を要すると思われるケースについては、以下の取り扱いにより懇切丁寧な説明を行う。

※①手番統合、②手番統合による記録補正、③被保険者期間の訂正、④標準報酬月額 of 訂正
 (注) なお、厚生年金基金記録との突合せの場合の取扱いについては、「厚生年金基金加入記録を有する被保険者記録の整備等に係る事務の取扱い」(平成22年4月1日)のとおりであり、また、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せの場合の取扱いについては、別途指示する。

【基本的な取り扱い方法】

特別便等を受け取った受給者が、年金事務所へ照会票及び年金証書を持参



①持参された照会票により記録を確認

②以下の例のような方に対しては、記録の本人特定前に「お客様のようなケースでは、新たに見つかった記録を統合することにより、年金額が減額・裁定取消になる場合もありうるのでご承知おきいただきたい」旨伝える。

(減額・裁定取消が起こりうる主な例)

- ・通算老齢年金受給者で、1年未満の他制度期間との重複が判明した方
- ・第四種被保険者期間を有する方で、新たな厚生年金期間が判明し、第四種期間が取り消される方
- ・障害年金受給者で、被保険者期間が25年未満の方（被保険者期間を25年みなしで計算）
- ・年金額計算の基礎としない昭和32年10月以前の給与を有する方で、同月以降の標準報酬月額の低い記録が判明した方
- ・配偶者が加給年金を受給している場合は、新たな記録判明に伴う20年以上の老齢厚生年金受給による加給年金停止も考えられるため、夫婦の年金総額にも注意が必要
- ・旧国民年金法の5年年金・10年年金受給者で、新たに厚生年金期間が判明し、当該期間が5年年金・10年年金の納付期間と重複する方
- ・基礎年金満額到達後の国民年金任意加入期間における保険料納付済期間を還付した場合等で、還付した期間に付加保険料納付済期間が含まれる方
- ・旧国民年金法の老齢年金・通算老齢年金受給者で、新たな厚生年金期間が判明し、国民年金期間が少なくなる方

照会票に記載されている記録をもとに「年金額仮計算書（特別便等）（別添②-2）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）（別添③）」とともにお客様にお渡しし、内容をご説明する。

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により、年金額が減額及び裁定取消となることが見込まれている場合は、以下のことを本人に懇切丁寧に説明を行った上、「年金額仮計算書（特別便等）」下段「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」のチェックボックスのいずれかにチェック・署名していただく。

- ・どのような理由で減額・裁定取消となるのか
- ・他の年金が増額となる場合や保険料の還付が発生する場合は、増額となる年金額や還付金額等の説明
- ・（減額の場合は）およそいくら位の減額となるのか
- ・既にお受け取りになっている年金のうち過払いとなる分については、最大5年前まで遡って返納していただく必要があること

「年金額仮計算書（特別便等）」における「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」の「年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。」欄に✓印を記入し署名をされた方については、「年金額仮計算書（特別便等）」とともに、「返納方法申出書」をご記入いただき、併せて受理する。

「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。」欄に✓印を記入し署名された方については、「年金額仮計算書（特別便等）」のみを受理する。

「年金記録を訂正し、年金額の再計算を行うこと」を申し出された方から必要な書類の提出があった場合は、

①減額となる方の場合は、

「年金に係る裁定の再調査及び訂正について（様式第127号【被保険者記録訂正用】）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類）と併せて日本年金機構本部へ進達し、再裁定手続きを行う。

②裁定取消となる方の場合は、

「国民年金・厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」に基づき処理を行う。なお、当該年金が日本年金機構本部又は他の年金事務所において裁定されている場合は、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類）を日本年金機構本部へ進達又は裁定を行った年金事務所へ回送する。

「年金記録の訂正の必要はありません」との申し出をされた方から「年金額仮計算書（特別便等）」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該対象年金記録について、「平成21年10月16日庁文発第1016006」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録の上、「年金額仮計算書（特別便等）」について別保管する。（なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。）

Q2 申し出された方が「記録訂正の内容は正しいが、減額は受け入れられない」と主張した場合、どのように取り扱うのか。

A2 【A1】の説明をしてもなお、減額は受け入れられないと主張される場合には、「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。」欄に✓印が記入された申出書を受理することはやむを得ない。

Q3 お知らせ文（年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）「別添③」）は全員に渡すのか、郵送分のみか。

A3 来訪、郵送を問わず、該当者全員にお渡しする。

Q4 これまで年金額が減額となる再裁定又は裁定取消を行い、年金額を返納した受給者から、減額訂正を行った過去の再裁定又は裁定取消の取消を求められた場合はどのように取り扱うのか。

A4 年金額が減額又は裁定取消となった方のうち、特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果、記録訂正（A1※の4ケース）により年金額の減額及び裁定取消を行った方については、あらためて【A1】に基づきご説明した上で、年金記録の訂正の必要がなかった旨の申出があった場合、再裁定のやり直しを行うこともやむを得ない。

なお、その場合に使用する「年金額仮計算書」は「別添②-3」の「年金額仮計算書（特別便等（再））」を使用することとする。

Q5 過去の減額した方全員に対して、広く広報するか、個別にお知らせを行う考えはないか。

A5 現行法の下では、ご本人の記録であれば減額することが基本であり、今回の指示もこの範囲内で従来の取扱いを明確にするものであり、改めて広く広報したり、これまで減額を了承いただいた方全員に対して個別にお知らせする予定はない。

なお、既に年金額が減額となった事案のうち、返還額が高額であるなど年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方のうち改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、別紙の通知例（別紙Q5のA5関係）に基づきご案内することとする。（※1）

その上で、Q4のA4のとおり対応し、記録訂正の取消の申出があった方については過去に行った再裁定の取消を行うこともやむを得ない。

(※1) ご案内にあたっては、現時点において、記録の統合に納得できないと申立てされている方のほか、特別便発送以降で記録の統合に納得できないと申立てされたことがある方を、当時の総合相談室長等から可能な範囲で聞き取り等を行うなどして選定し行ってください。

Q6 加入者について、記録訂正により、年金額が減額と見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A6 記録照会の申出をされた加入者(※2)については、平成20年2月8日通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかを問わず、事前には本人にお知らせ・確認をせず、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、過去に年金額の試算を行ったことがある加入者が、記録照会の申出をされた場合は、事前にお知らせ・確認をせずに記録訂正を行った上で、平成20年2月8日通知のとおり、本人が希望する場合は、記録訂正後の試算をお示しする。

(※2) 受給権が発生していない未請求者も含む。

Q7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない年金額の減額及び裁定取消については、どのように取り扱うのか。

A7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない減額及び裁定取消については、今まで通りお客様へ丁寧にご説明し、返納を求めることとする。

その際使用する「年金額仮計算書」は、「別添②-1」の「年金額仮計算書(特別便等以外)」を使用することとする。

Q8 「記録訂正の必要なし」と申出された方から「年金額仮計算書(特別便等)(別添②-2)」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該記録を事跡管理システムに登録の上、「年金額仮計算書」を別保管する取扱いとしてよろしいか。

A8 ご本人が「記録訂正の必要なし」と申し出された場合には、「平成21年10月16日庁文発第1016006号」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録を行うことにより管理することとされたい。(なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。)

また、受け付けた「年金額仮計算書(特別便等)」は原則として事務センターにおいて別保管として管理すること。

Q9 例えば、旧国民年金法の老齢年金が特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額が減額及び裁定取消となり、他方、旧厚生年金保険法の通算老齢年金が増額となるケースにおいては、ご本人から申し出があった場合には、減額対象となる旧国民年金法の老齢年金の再裁定を行わず、旧厚生年金法の通算老齢年金だけの再裁定を行っていいのか。

A 9 記録訂正が行われた場合、記録訂正後の年金記録において年金額を再裁定することとしており、一方のみの記録訂正を行うことはできず、当該ケースにおいては、ご本人によくご説明の上、記録訂正の申出があれば、両方の年金の再裁定を行うことになる。

Q10 本指示書の実施日前に「年金額仮計算書」のみ受付済で、「返納申出書」を提出していない事例についても、改めて記録訂正の意思確認をする必要があるのか。

A10 ご本人からの相談状況に応じ、必要に応じて、そのようにご対応いただきたい。

現在、日本年金機構においてコンピュータで管理している記録とその元となる紙台帳等の記録との内容を照合したところ、お客様の年金記録について、下記のとおり年金記録の訂正が必要と思われる期間等が判明しましたので、その内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、年金記録を訂正することにより年金額の再計算を行います。新たに戸籍・住民票などの提出が必要な場合には、追ってご連絡を差し上げる場合もございますのでよろしくご願ひいたします。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加・取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	

*訂正欄の[]は標準報酬月額(注)の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

(注) 年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所 _____ 担当者 _____ (印)
連絡先 _____

【お客様ご記入欄】

年金額訂正申出書			
上記内容(現時点での訂正記録)について説明を受け確認しましたので、年金記録の訂正及び年金額の変更についての手続きを申し出ます。			
平成	年	月	日
			郵便番号
			住所
			フリガナ
			氏名
			電話番号
厚生労働大臣 殿			(印)

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の 手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加 ・ 取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	

* 訂正欄の[]は、標準報酬月額(注)訂正があった場合に、変更前後の標準報酬月額を記載。
(注)年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所 _____ 担当者 _____ ⑩
連絡先 _____

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書	
【上記内容をご確認いただき、下記「□」欄のいずれかに✓印をご記入の上署名願います。】	
□ 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。	
□ 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。	
平成 年 月 日	郵便番号
	住所
	フリガナ
	氏 名
厚生労働大臣 殿	電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

過日行われた記録の訂正及び年金額の再計算を取り消した場合、次のとおりとなります。
よくご確認いただいたうえで、【年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書】
に記入されて、当年金事務所にご提出ください。

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の 手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
再訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	

*訂正欄の[]は標準報酬月額(注)の訂正があった場合には変更前後の標準報酬月額を記載

(注) 年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前	円/年	変更後	円/年
-----	-----	-----	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所 担当者 ㊟
連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算の見直しに関する申出書

先に行った年金記録の訂正及び年金額の再計算を取り消し、再度年金額を再計算してください。

平成 年 月 日 郵便番号
住所
フリガナ
氏名 ㊟
厚生労働大臣 殿 電話番号

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100412改

「年金記録の訂正について（お知らせ）」

カッコ内は年金事務所で適宜
加筆する。

（この度の年金記録をめぐるさまざまな問題につき、皆様の信頼を損ね、お手をわずらわせましたことを改めて心よりお詫び申し上げます。）

（さて、）〇〇〇様におかれましては年金記録の追加訂正の申し出をしていただき、過日、これに基づいて年金額の再計算を行いました。

カッコ内は年金事務所で適宜
加筆する。

この結果、（〇〇〇様は、・・・の理由により）年金額が減額となっておりますが、当初の私どものご説明が十分ではなかったために、〇〇〇様に十分ご理解、ご納得をいただけないまま、年金記録の追加訂正の申し出をいただいた可能性もあると考えております。

つきましては、年金記録訂正についてのご疑問やご不明な点がございましたら、あらためて、年金記録や年金額についてご相談させていただきたいと考えておりますので、詳しくは下記の照会窓口にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上の文面をベースに、具体的事例に応じ、適宜
情報を追加の上、お客様へ通知してください。

〒	—
日本年金機構	年金事務所 電話 (担当)

「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）」

お客様の年金加入記録をお調べした結果、訂正を要すると思われる期間等があり、この結果に基づいて「年金額仮計算書（特別便等）」を作成いたしましたのでお知らせします。

1. 「年金額仮計算書（特別便等）」の内容をご確認ください。

- ① 訂正を要すると思われる期間等は、【②年金記録の訂正内容】に記載しています。
- ② 訂正を要すると思われる期間等の変更を加えた場合のお客様の年金額について、仮に訂正したものとして計算した見込額を【③年金額仮計算結果】の変更後欄に記載しています。年金額が減額となっている場合もありますので、よくご確認ください。

2. 「年金額仮計算書」下段の「年金記録及び年金額の再計算に関する申出書」に必要事項をご記入のうえ、当年金事務所にご提出ください。

- ① 「年金記録を訂正し、年金額を再計算してください」または「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません」のいずれかの□欄に✓印をご記入ください。
- ② 「年金記録を訂正し、年金額を再計算してください」欄にご記入いただいた方につきましては、追って、日本年金機構本部から、記録の訂正後に再計算した後の年金額についてお知らせいたします。
なお、年金額の再計算を行う際に、戸籍や住民票などをご提出いただく必要がある場合もございます。その際には、後日あらためてご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。
- ③ 「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません」欄にご記入いただいた方につきましては、年金額の再計算は行わず、あらためてのご通知、ご連絡はいたしませんので、ご了解願います。

このほか、ご不明な点がございましたら、下記の照会窓口にお問い合わせください。

〒	—
日本年金機構	年金事務所 電話

特別便等を契機とした年金記録訂正にかかる年金額試算結果集計表
《平成 年 月分》

年金額仮計算書（特別便等用）
を受け付けた方

〇〇年金事務所

		基礎年金番号	変更前年金額(年額)①	変更後年金額(年額)②	差し引き年金額(②-①)
減額の記録訂正の 申出を行った方	1	1111-111111	800,000円	750,000円	-50,000円
	2	2222-222222	1,150,000円	1,300,000円	150,000円
	3	3333-333333	2,000,000円	1,920,000円	-80,000円
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	小計	3件	3,950,000円	3,970,000円	20,000円
記録訂正の必要はない 旨の申出を行った方	1	4444-444444	950,000円	800,000円	-150,000円
	2	5555-555555	2,350,000円	2,000,000円	-350,000円
	3	6666-666666	1,430,000円	1,530,000円	100,000円
	4	7777-777777	800,000円	795,000円	-5,000円
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	小計	4件	5,530,000円	5,125,000円	-405,000円
(注)	合計	22件			

減額以外の記録訂正の申出を行った方

月間 計	15件	変更前年金額(年額)①	変更後年金額(年額)②	差し引き年金額(②-①)
		30,000,000円	35,000,000円	5,000,000円

(注) 年金額が増額見込みであるにもかかわらず、記録訂正を行わないケースが発生した場合は、別途、具体的な内容を本部年金給付部へメールで報告すること。（任意様式）

※必要に応じ、適宜行を追加・削除して作成すること。

※表中の①及び②には、「年金額仮計算書（特別便等）」の年金額試算結果欄の金額を記載すること。

※毎月月初から末日までの1カ月分の試算結果を記載すること。

※各事務所からの報告は、ブロック単位でとりまとめのうえ、翌月10日までに本部年金給付部へメールで報告すること。

特別便等を契機とした年金記録訂正にかかる年金額試算結果集計表
《平成 年 月分》

年金額仮計算書（特別便等(再)用）
を受け付けた方

〇〇年金事務所

		基礎年金番号	変更前年金額(年額)①	変更後年金額(年額)②	差し引き年金額(②-①)
訂正前の年金額に必要はなかった旨の申出により、再裁定が必要となる方	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
事務所計		0件	0円	0円	0円

※必要に応じ、適宜行を追加・削除して作成すること。

※表中の①及び②には、「年金額仮計算書（特別便等（再））」の年金額試算結果欄の金額を記載すること。

※毎月月初から末日までの1カ月分の試算結果を記載すること。

※各事務所からの報告は、ブロック単位でとりまとめのうえ、翌月10日までに本部年金給付部へメールで報告すること。

特別便等を契機として過去に年金額が減額となる再裁定を行った方で、改めて意思確認を行う必要あると思われる方
 (年金額仮計算書(特別便等用)の提出により、減額に同意していたことが確認できる場合を除く)

《平成 年 月末現在》

〇〇年金事務所

	基礎年金番号	再裁定日①	お知らせした日②	来訪(受付)日③	1:減額同意 2:訂正不要
1	9999-999999	H22.1.4	H22.4.16	H22.4.23	1
2	8888-888888	H21.12.28	H22.4.16	H22.4.26	2
3	7777-777777	H22.3.1	H22.4.16		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

記 載 例

※必要に応じ、適宜行を追加・削除して作成すること。

※再裁定日①には裁定原簿上の再裁定年月日を記載すること。

※お知らせした日②には、【給付指2010-60】「特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額への影響がある方に関する取扱い」別添3のお知らせを発送した日又は本人に渡した日を記載すること。

※来訪日③にはご本人が来訪された日又は意思確認がとれた日を記載すること。

※この表は毎月末日時点で作成・更新すること。

※各事務所からの報告は、ブロック単位でとりまとめのうえ、翌月10日までに本部年金給付部へメールで報告すること。

※①～③に入力する日付は、集計・ソート等ができるようデータ入力とすること。
 (全角文字による「平成〇年〇月〇日」等は不可)

記録問題関係

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額への影響がある方に関する取扱いにおける年金額仮計算書の様式変更等
(諸規程によらない定め)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎	○	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	◎	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部

記録問題対策部、年金相談部、業務管理部、
記録管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

標記については、平成22年4月12日付け【給付指2010-60】「特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額への影響がある方に関する取扱い(年金額仮計算書の様式変更等)」(以下「指示書」)に基づき、4月14日から実施していただいているところです。

今般、一部の現場において、指示書の「別添②-2」の年金額仮計算書に関し、年金額仮計算書等をご本人に郵送しているケースで、訂正の要否に関するチェック欄が未記入のまま返送される例が散見されるとの指摘を踏まえ、支払事務の迅速化等の観点から、同指示書の「別添②-2」の様式を改善し、これに伴い、同「別添①」の「対応要領のQ&A」及び同「別添③」のお知らせの当該部分に係る記述を修正するものです。

ポイント(内容)

1 改善様式について「別添1」

- 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正の場合の年金額仮計算書の様式(指示書別添②-2)について、以下のとおり、改善を図ることとしました。

(改善前) 申出書にある次の欄のいずれかにチェックしていただく。

- 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。
- 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。

(改善後) 申出書にある次の欄のいずれかに○印で囲んでいただく。

- ア 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。
(アに○をした方は、上記「変更後」の年金額に変更する手続きを行います。)
- イ 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。
(イに○をした方は、上記「変更前」の年金額を変更する手続きは行いません。)

- これに伴い、指示書の「別添①」の「対応要領のQ&A」及び同「別添③」のお知らせの当該部分に係る記述を修正いたしました。「別添2」、「別添3」(※修正箇所は赤線囲み部分)

2 従来様式について

- この指示・依頼は、「平成22年5月24日」から実施することといたします。なお、当分の間、従来様式についても有効といたします。

※「業務処理マニュアル」の該当箇所の追加・訂正については追って連絡いたします。

審査担当チェック欄 ■

照会先
本部 年金給付部 給付企画G 太田(泰)
給付指導G 小野寺

連絡先
(直通)

特別便等

年金額仮計算書

II 別添②-2

【①申出者の記録(年金事務所記載欄)】

氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金証書記号番号	
上記以外の 手帳記号番号			
備考		記録訂正により年金を受け取るために 必要な加入期間を満たすこととなった者 (右欄に○印を付す)	

【②年金記録の訂正内容(年金事務所記載欄)】

追加 ・ 取消	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月
訂正	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	
	(国・厚・船・共) 昭・平 年月 ~ 年月 [] → 昭・平 年月 ~ 年月 []	

* 訂正欄の[]は、標準報酬月額(注)訂正があった場合に、変更前後の標準報酬月額を記載。
(注)年金額計算の基礎となる標準給与月額

【③年金額仮計算結果(年金事務所記載欄)】 平成〇〇年〇〇月現在

変更前		円/年	➡	変更後		円/年
-----	--	-----	---	-----	--	-----

◎ この年金額は仮に計算したものであり、実際の年金額は異なる場合があります。

年金事務所

担当者

印

連絡先

【お客様ご記入欄】

年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書

平成 年 月 日

上記内容をご確認いただき、下記のア又はイのいずれかを○印で囲んだ上、署名願います。

- ア 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。
(アに○をした方は、上記「変更後」の年金額に変更する手続きを行います。)
- イ 年金記録の訂正(年金額の再計算)は、必要ありません。
(イに○をした方は、上記「変更前」の年金額を変更する手続きは行いません。)

郵便番号

住所

フリガナ
氏名

印

厚生労働大臣 殿

電話番号

アまたはイのいずれかを
必ず○印で囲んでください。

*ご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。

20100521改

対応要領のQ & A

Q1 特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正により、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A1 受給者について、年金額が減額又は裁定取消となると見込まれる事例のうち、特別便等を契機とし、ご本人からの期間照会等の申出により調査した結果による記録訂正（※の4ケースを言う）を要すると思われるケースについては、以下の取り扱いにより懇切丁寧な説明を行う。

※①手番統合、②手番統合による記録補正、③被保険者期間の訂正、④標準報酬月額訂正

（注）なお、厚生年金基金記録との突合せの場合の取扱いについては、「厚生年金基金加入記録を有する被保険者記録の整備等に係る事務の取扱い」（平成22年4月1日）のとおりであり、また、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せの場合の取扱いについては、別途指示する。

【基本的な取り扱い方法】

特別便等を受け取った受給者が、年金事務所へ照会票及び年金証書を持参

①持参された照会票により記録を確認

②以下の例のような方に対しては、記録の本人特定前に「お客様のようなケースでは、新たに見つかった記録を統合することにより、年金額が減額・裁定取消になる場合もありうるのでご承知おきいただきたい」旨伝える。

（減額・裁定取消が起こりうる主な例）

- ・通算老齢年金受給者で、1年未満の他制度期間との重複が判明した方
- ・第四種被保険者期間を有する方で、新たな厚生年金期間が判明し、第四種期間が取り消される方
- ・障害年金受給者で、被保険者期間が25年未満の方（被保険者期間を25年みなしで計算）
- ・年金額計算の基礎としない昭和32年10月以前の給与を有する方で、同月以降の標準報酬月額の低い記録が判明した方
- ・配偶者が加給年金を受給している場合は、新たな記録判明に伴う20年以上の老齢厚生年金受給による加給年金停止も考えられるため、夫婦の年金総額にも注意が必要
- ・旧国民年金法の5年年金・10年年金受給者で、新たに厚生年金期間が判明し、当該期間が5年年金・10年年金の納付期間と重複する方
- ・基礎年金満額到達後の国民年金任意加入期間における保険料納付済期間を還付した場合等で、還付した期間に付加保険料納付済期間が含まれる方
- ・旧国民年金法の老齢年金・通算老齢年金受給者で、新たな厚生年金期間が判明し、国民年金期間が少なくなる方

照会票に記載されている記録をもとに「年金額仮計算書（特別便等）（別添②-2）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）（別添③）」とともにお客様にお渡しし、内容をご説明する。

特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により、年金額が減額及び裁定取消となることが見込まれている場合は、以下のことを本人に懇切丁寧に説明を行った上、「年金額仮計算書（特別便等）」下段「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」のアまたはイのいずれかを○印で囲んだ上署名していただく。

- ・どのような理由で減額・裁定取消となるのか
- ・他の年金が増額となる場合や保険料の還付が発生する場合は、増額となる年金額や還付金額等の説明
- ・（減額の場合は）およそいくら位の減額となるのか
- ・既にお受け取りになっている年金のうち過払いとなる分については、最大5年前まで遡って返納していただく必要があること

「年金額仮計算書（特別便等）」における「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」の「ア 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください。（アに○をした方は、上記「変更後」の年金額に変更する手続きを行います。）」のアを○印で囲んだ上署名をされた方については、「年金額仮計算書（特別便等）」とともに、「返納方法申出書」をご記入いただき、併せて受理する。

「イ 年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。（イに○をした方は、上記「変更前」の年金額を変更する手続きは行いません。）」のイを○印で囲んだ上署名をされた方については、「年金額仮計算書（特別便等）」のみを受理する。

「年金記録を訂正し、年金額の再計算を行うこと」を申し出された方から必要な書類の提出があった場合は、

①減額となる方の場合は、

「年金に係る裁定の再調査及び訂正について（様式第127号【被保険者記録訂正用】）」を作成し、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類）と併せて日本年金機構本部へ進達し、再裁定手続きを行う。

②裁定取消となる方の場合は、

「国民年金・厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」に基づき処理を行う。なお、当該年金が日本年金機構本部又は他の年金事務所において裁定されている場合は、「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」（必要に応じ「返納方法申出書」及びこれらに係る添付書類）を日本年金機構本部へ進達又は裁定を行った年金事務所へ回送する。

「年金記録の訂正の必要はありません」との申し出をされた方から「年金額仮計算書（特別便等）」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該対象年金記録について、「平成21年10月16日庁文発第1016006」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録の上、「年金額仮計算書（特別便等）」について別保管する。（なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。）

Q2 申し出された方が「記録訂正の内容は正しいが、減額は受け入れられない」と主張した場合、どのように取り扱うのか。

A2 【A1】の説明をしてもなお、減額は受け入れられないと主張される場合には、「イ 年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要ありません。（イに○をした方は、上記「変更前」の年金額を変更する手続きは行いません。）」に○印が付された申出書を受理することはやむを得ない。

Q3 お知らせ文（年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）「別添③」）は全員に渡すのか、郵送分のみか。

A3 来訪、郵送を問わず、該当者全員にお渡しする。

Q4 これまで年金額が減額となる再裁定又は裁定取消を行い、年金額を返納した受給者から、減額訂正を行った過去の再裁定又は裁定取消の取消を求められた場合はどのように取り扱うのか。

A4 年金額が減額又は裁定取消となった方のうち、特別便等を契機としたご本人からの期間照会等の申出により調査した結果、記録訂正（A1※の4ケース）により年金額の減額及び裁定取消を行った方については、あらためて【A1】に基づきご説明した上で、年金記録の訂正の必要がなかった旨の申出があった場合、再裁定のやり直しを行うこともやむを得ない。

なお、その場合に使用する「年金額仮計算書」は「別添②-3」の「年金額仮計算書（特別便等（再））」を使用することとする。

Q5 過去の減額した方全員に対して、広く広報するか、個別にお知らせを行う考えはないか。

A5 現行法の下では、ご本人の記録であれば減額することが基本であり、今回の指示もこの範囲内で従来の取扱いを明確にするものであり、改めて広く広報したり、これまで減額を了承いただいた方全員に対して個別にお知らせする予定はない。

なお、既に年金額が減額となった事案のうち、返還額が高額であるなど年金事務所において記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方のうち改めてご本人に意思確認を行う必要があると思われる事例については、別紙の通知例（別紙Q5のA5関係）に基づきご案内することとする。（※1）

その上で、Q4のA4のとおり対応し、記録訂正の取消の申出があった方については過去に行った再裁定の取消を行うこともやむを得ない。

(※1) ご案内にあたっては、現時点において、記録の統合に納得できないと申立てされている方のほか、特別便発送以降で記録の統合に納得できないと申立てされたことがある方を、当時の総合相談室長等から可能な範囲で聞き取り等を行うなどして選定し行ってください。

Q6 加入者について、記録訂正により、年金額が減額と見込まれる事例については、どのように取り扱うのか。

A6 記録照会の申出をされた加入者(※2)については、平成20年2月8日通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかを問わず、事前には本人にお知らせ・確認をせず、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、過去に年金額の試算を行ったことがある加入者が、記録照会の申出をされた場合は、事前にお知らせ・確認をせずに記録訂正を行った上で、平成20年2月8日通知のとおり、本人が希望する場合は、記録訂正後の試算をお示しする。

(※2) 受給権が発生していない未請求者も含む。

Q7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない年金額の減額及び裁定取消については、どのように取り扱うのか。

A7 特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正が契機ではない減額及び裁定取消については、今まで通りお客様へ丁寧にご説明し、返納を求めることとする。

その際使用する「年金額仮計算書」は、「別添②-1」の「年金額仮計算書(特別便等以外)」を使用することとする。

Q8 「記録訂正の必要なし」と申出された方から「年金額仮計算書(特別便等)(別添②-2)」の提出を受けた場合は、年金記録の訂正を行わず、当該記録を事跡管理システムに登録の上、「年金額仮計算書」を別保管する取扱いとしてよろしいか。

A8 ご本人が「記録訂正の必要なし」と申し出された場合には、「平成21年10月16日庁文発第1016006号」に基づき、「記録訂正事跡確認システム」および「オンラインシステム」へ事跡登録を行うことにより管理することとされたい。(なお、システムへの事跡入力方法については、追って連絡します。)

また、受け付けた「年金額仮計算書(特別便等)」は原則として事務センターにおいて別保管として管理すること。

Q9 例えば、旧国民年金法の老齢年金が特別便等を契機としたご本人からの申出による記録訂正により年金額が減額及び裁定取消となり、他方、旧厚生年金保険法の通算老齢年金が増額となるケースにおいては、ご本人から申し出があった場合には、減額対象となる旧国民年金法の老齢年金の再裁定を行わず、旧厚生年金法の通算老齢年金だけの再裁定を行っていいのか。

A9 記録訂正が行われた場合、記録訂正後の年金記録において年金額を再裁定することとしており、一方のみの記録訂正を行うことはできず、当該ケースにおいては、

ご本人によくご説明の上、記録訂正の申出があれば、両方の年金の再裁定を行うことになる。

Q10 本指示書の実施日前に「年金額仮計算書」のみ受付済で、「返納申出書」を提出いただいていない事例についても、改めて記録訂正の意思確認をする必要があるのか。

A10 ご本人からの相談状況に応じ、必要に応じて、そのようにご対応いただきたい。

「年金記録の訂正及び年金額の再計算について（お知らせ）」

お客様の年金加入記録をお調べした結果、訂正を要すると思われる期間等があり、この結果に基づいて「年金額仮計算書（特別便等）」を作成いたしましたのでお知らせします。

1. 「年金額仮計算書（特別便等）」の内容をご確認ください。

- ① 訂正を要すると思われる期間等は、【②年金記録の訂正内容】に記載しています。
- ② 訂正を要すると思われる期間等の変更を加えた場合のお客様の年金額について、仮に訂正したものとして計算した見込額を【③年金額仮計算結果】の変更後欄に記載しています。年金額が減額となっている場合もありますので、よくご確認ください。

2. 「年金額仮計算書」下段の「年金記録及び年金額の再計算に関する申出書」に必要事項をご記入のうえ、当年金事務所にご提出ください。

- ① 「ア 年金記録を訂正し、年金額を再計算してください（アに○をした方は、上記「変更後」の年金額に変更する手続きを行います。）」または「イ 年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません（イに○をした方は、上記「変更前」の年金額を変更する手続きは行いません。）」のアまたはイいずれかを○印で囲んでください。
- ② 「年金記録を訂正し、年金額を再計算してください」欄にご記入いただいた方につきましては、追って、日本年金機構本部から、記録の訂正後に再計算した後の年金額についてお知らせいたします。
なお、年金額の再計算を行う際に、戸籍や住民票などをご提出いただく必要がある場合もございます。その際には、後日あらためてご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。
- ③ 「年金記録の訂正（年金額の再計算）は、必要はありません」欄にご記入いただいた方につきましては、年金額の再計算は行わず、あらためてのご通知、ご連絡はいたしませんので、ご了解願います。

このほか、ご不明な点がございましたら、下記の照会窓口にお問い合わせください。

〒	—
日本年金機構	年金事務所 電話

2. 年金時効特例法の適用対象（適用時期）に関する周知・徹底

年金時効特例法の適用対象者について、誤った教示（年金時効特例法の法施行日前に記録訂正された者には、年金時効特例法は適用されない）を行った事務処理誤りが、静岡県下で判明したことを契機に、年金時効特例法の適用対象（適用時期）に関して周知・徹底をするもの

※ 指示依頼書の「別添①」及び「別添②」の通知（写）については、掲載を省略いたしますので「指示依頼書 給付指 2010-102」を参照ください。

年金時効特例法の適用対象（適用時期）に関する周知・徹底（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎		◎					◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	◎			

本部関係部

経営企画部、記録問題対策部、品質管理部、業務管理部、支払部

目的・趣旨

- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第11号。以下「特例法」という。）の適用関係について、改めて周知を図るものです。

ポイント（内容）

- 特例法の適用関係について、誤った教示（法施行日前に記録訂正された者には適用されない。）を行ったという事務処理誤りが、静岡県下で判明しました。
- 「特例法は、法施行日前に年金記録が訂正された者についても適用される。」ことを関係職員に対して再度、徹底してください。（詳細については、別添の通知等を参考にしてください。）
- なお、類似事象が判明した場合には、速やかに関係者への説明、謝罪等を行うとともに、「事件・事故・事務処理誤り」として本部への報告をお願いします。
- <参考資料>
「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効等に関する法律等の施行について（通知）」（平成19年7月6日付庁保発第0706001号）（別添①）
「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効等に関する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（平成19年7月6日付庁保発第0706002号）（別添②）
「年金相談マニュアル 相談事例編」（276頁）（別添③）

審査担当チェック欄 ■

照会先
本部年金給付部給付指導G 高梨
連絡先
(直通) [Redacted]

年金相談マニュアル

相談事例編



日本年金機構

Japan Pension Service

(問) なぜ、「年金記録の訂正」に係る部分のみ支払われ、届出漏れや請求漏れ等は支払われないのでしょうか。

(答)

時効特例法は、年金記録問題に対する包括的な対応の一環として、年金記録の訂正に伴う年金の増額分のうち5年で自動的に時効消滅する部分について、回復を図るものです。

このような法の趣旨から、年金受給権のうち年金記録の訂正に係る部分のみが特例の対象とされました。

(問) 私は過去に期間追加による年金決定の訂正を受け、年金が増額しましたが、消滅時効により5年を越える分は支払を受けられませんでした。このたびの時効特例法の施行により年金決定の訂正当時に消滅時効が完成してしまった分も支払を受けることができますか。

(答)

施行日において年金を受ける権利を有するもの又は施行日前において当該権利を有していた者であって、施行日前に年金記録が訂正されたことにより年金が増額したが、その時まで5年の消滅時効が完成していた方についても対象となります。

よって、所定の届出をすることにより支払を受けることができます。

(問) 対象者である父が既に亡くなっていますが、遺族であっても時効特例法の対象となる支払を受けることができますか。

(答)

対象者が既に亡くなっている場合は、その者の「未支給年金を請求できる遺族」の方についても時効特例が適用されますので、所定の届出をすることで支払を受けることができます。

「未支給年金を請求できる遺族」とは対象者の死亡当時、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹を指します。

なお、遺族間における未支給年金を受けるべき者の順位はこの順序となります。

(厚生年金保険法による保険給付に係る時効の特例)

第一条

厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による保険給付（これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第四条において同じ。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする。

(国民年金法による給付に係る時効の特例)

第二条

厚生労働大臣は、施行日において国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による給付（これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第六条において同じ。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく給付を支払うものとする。

附 則 抄

(時効の特例に関する経過措置)

第二条

第一条及び第二条の規定は、施行日前に厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合における当該訂正に係る保険給付又は給付について準用する。

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

TEL. 